

平成30年3月9日招集

第1回若桜町議会定例会会議録

(平成30年 3月 9日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	谷口国彦		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第1号	平成30年度若桜町一般会計予算	原案可決
2	議案第2号	平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
3	議案第3号	平成30年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
4	議案第4号	平成30年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
5	議案第5号	平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
6	議案第6号	平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
7	議案第7号	平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
8	議案第8号	平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
9	議案第9号	平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
10	議案第10号	平成30年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
11	議案第11号	平成30年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
12	議案第12号	平成29年度若桜町一般会計補正予算(第6号)	原案可決
13	議案第13号	平成29年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
14	議案第14号	平成29年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
15	議案第15号	平成29年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
16	議案第16号	平成29年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
17	議案第17号	平成29年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
18	議案第18号	平成29年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
19	議案第19号	平成29年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
20	議案第20号	若桜町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について	原案可決

2 1	議案第 2 1 号	若桜町特別医療費助成条例の一部改正について	原案可決
2 2	議案第 2 2 号	若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
2 3	議案第 2 3 号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
2 4	議案第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー) について	原案可決
2 5	議案第 2 5 号	総合整備計画の策定について	原案可決
2 6	議案第 2 6 号	若桜町過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
2 7	議案第 2 7 号	鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	原案可決
2 8	議案第 2 8 号	鳥取市と若桜町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について	原案可決
2 9	議案第 2 9 号	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について	原案可決
3 0	議案第 3 0 号	若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
3 1	議案第 3 1 号	若桜町介護保険条例の一部改正について	原案可決
3 2	議案第 3 2 号	若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
3 3	議案第 3 3 号	若桜町副町長の選任について	原案同意
3 4	議案第 3 4 号	若桜町監査委員の選任について	原案同意
	議員提出議案		
3 5	第 1 号	議会だより調査特別委員会の設置について	原案可決
3 6	第 2 号	公共交通調査特別委員会の設置について	原案可決

平成30年第1回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	平成30年3月9日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	前住 孝行
	3番	青木 一憲	8番	山本 晴隆
	4番	山根 政彦	9番	川上 守
	5番	山本 安雄	10番	中尾 理明
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	前住 孝行
	3番	青木 一憲	8番	山本 晴隆
	4番	山根 政彦	9番	川上 守
	5番	山本 安雄	10番	中尾 理明
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長		産業観光課長	
	副 町 長		産業観光課参事	
	総 務 課 長		教 育 長	
	町民福祉課長		教育委員会次長	
	町土整備課長		教育委員会参事	
	ふるさと創生課長		税 務 課 長	
	包括支援センター 所長		会 計 管 理 者	

会議の顛末

初議会（3月9日）

議会事務局長（谷口国彦）

事務局長の谷口です。

本定例会は、一般選挙後の初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の君野弘明議員をご紹介します。

君野議員、議長席にお着きください。

臨時議長（君野弘明）

ただ今紹介されました君野でございます。臨時に議長の職務を行います。どうかよろしくをお願いいたします。

ただ今から、平成30年第1回若桜町議定会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

日程第1

「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、ただ今着席の議席とします。

日程第2

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、投票と指名推薦があります。

いずれの方法がよろしいでしょうか。

議員（中尾理明）

議員必携のとおり、まず選挙が妥当な方法であるというふうに理解しておりますので、その方法でよろしく申し上げます。

臨時議長（君野弘明）

ただ今、10番、中尾議員より投票の発言がありましたので、議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議はありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

議長選挙は投票で行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時05分 休憩

（休憩中、議場において全員協議会開催。

議長選挙に立候補された方3名（中尾理明議員、川上守議員、山本晴隆議員）の決意表明あり）

午後 1時14分 再開

臨時議長（君野弘明）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議場の出入り口を閉めます。

（事務局職員、議場を閉める）

ただ今の出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、梶原明議員、3番、青木一憲議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（事務局職員 投票用紙配布）

投票用紙の「配布漏れ」はありませんか。

（なし）

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（事務局長、投票箱を点検。「異常なし」と報告）

はい、「異常なし」と認めます。

それでは投票用紙にご記入ください。

（投票用紙記入）

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

議会事務局長（谷口国彦）

よろしいですか、それでは順次投票していただきます。議席番号順で行きます。

1番 梶原明議員、前の投票箱に投票お願いします。3番 青木一憲議員、4番 山根政彦議員、5番 山本安雄議員、6番 小林誠議員、7番 前任孝行議員、8番 山本晴隆議員、9番 川上守議員、10番 中尾理明議員、最後に、2番 君野弘明議員。

臨時議長（君野弘明）

「投票漏れ」はありませんか。

（なし）

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。

1番 梶原明議員、3番 青木一憲議員、開票の立ち会いをお願いします。

（事務局長・職員は、立会人立ち会いのもと投票箱を開き、開票。投票を点検、整理集計する）

選挙結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、中尾理明議員1票、川上守議員7票、山本晴隆議員2票、以上のとおりでございます。

選挙の法定得票数は3票です。

したがって、川上守議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（事務局職員、議場の出入り口を開く）

ただ今、議長に当選されました川上守議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人、川上守議員の発言を求めます。

川上守議員。

議長（川上守）

はい。謹んでお受けいたします。若桜町議会発展のため、また、若桜町発展のために、しっかりとがんばってまいります。なにとぞ、よろしくお願いたします。

臨時議長（君野弘明）

川上守議長、議長席にお着き願います。

以上で、私の任務はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

（川上議長、議長席に着く）

議長（川上守）

それでは、暫時休憩に入ります。

午後 1時27分 休憩

（議席の移動、全員協議会）

午後 1時47分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

「日程の追加」についてお諮りいたします。

お手元に配布のとおり、日程第1から日程第9まで、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第9までを日程に追加することを決定しました。

追加日程第1

「議席の指定」を行います。

議席は議会規則第4条第1項の規定により、ただ今着席のとおりと指定します。

追加日程第2

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の議事録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 梶原明議員、2番 君野弘明議員を指名します。

追加日程第3

「会期の決定」について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの15日間と決定しました。

追加日程第4

副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、投票と指名推薦の方法があります。

いずれの方法がよいでしょうか、お諮りいたします。

議員（前住孝行）

はい、投票で。

議長（川上守）

ただ今、7番 前住議員より投票の発言がありましたので、副議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

副議長選挙は、投票で行うことに決定いたしました。

それでは暫時休憩をいたします。

午前 1時49分 休 憩

(休憩中、議場において全員協議会開催。

副議長に立候補者された方2名（中尾理明議員、前住孝行議員）の決意表明あり)

午後 1時53分 再 開

議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議場の出入り口を閉めます。

(事務局職員、議場を閉める)

ただ今の出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、4番 山根政彦議員、5番 山本安雄議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(事務局職員投票用紙の配布)

投票用紙の「配布漏れ」はありませんか。

(なし)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(事務局長、投票箱を点検。「異常なし」と報告)

「異常なし」と認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

(投票用紙記入)

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長（谷口国彦）

それでは順次投票をしていただきます。

1番 梶原明議員、2番 君野弘明議員、3番 青木一憲議員、4番 山根政彦議員、5番 山本安雄議員、6番 小林誠議員、7番 前住孝行議員、8番 山本晴隆議員、9番 中尾理明議員、10番 川上守議員。

議長（川上守）

投票漏れはありませんか。

(なし)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

4番 山根政彦議員、5番 山本安雄議員、
開票の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長・職員は、立会人立ち会いのもと投票箱を開き、開票。投票を点検、整理集計する)

選挙の結果を報告します。

得票総数10票。

有効得票数10票、無効投票数0。

有効投票のうち、中尾理明議員2票、前任孝行議員7票、小林誠議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、前任孝行議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(事務局職員、議場の出入り口を開く)

ただ今、副議長に当選されました前任孝行議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人、前任孝行議員の発言を求めます。

副議長（前任孝行）

はい、ありがとうございます。しっかり、先ほど言わせていただきました決意表明のとおり、やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（川上守）

追加日程第5

議席の一部変更を行います。

先ほど行われました「副議長の選挙」に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

前任孝行議員の議席を9番に、中尾理明議員の議席を8番に、山本晴隆議員の議席を7番に変更いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 4時05分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第6

常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、山本晴隆議員、前任孝行議員、小林誠議員、山本安雄議員、君野弘明議員の5名を総務産業常任委員に、青木一憲議員、山根政彦議員、中尾理明議員、川上守議員、梶原明議員の5名を教育民生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました議員をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

追加日程第7

議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、山本晴隆議員、前任孝行議員、青木一憲議員、山根政彦議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

追加日程第8

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に前任孝行議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました前任議員を、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました前任孝行議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

前任孝行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人、前任議員の発言を求めます。

議員（前任孝行）

はい。しっかりとやりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（川上守）

追加日程第9の案件は、私自身に関わりを持つことから、副議長において会議を進めていただきます。

(副議長と交代し、議長は10番へ移動)

副議長（前任孝行）

追加日程第9

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名をすることに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に川上守議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、副議長が指名しました川上守議員を、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、川上守議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に当選されました。

川上守議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人川上守議員の発言を求めます。

議員（川上守）

謹んでお受けいたします。頑張ってきます、

よろしくお願ひいたします。

副議長（前住孝行）

それでは、議長に交替いたします。

（議長へ交代）

議長（川上守）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 4時13分 散 会